

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
1	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 本圏域の現状 ③① 医療需要の予測 【意見】医療需要の予測（P. 16）		●			○		2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プランにおいて、広島県が示す医療需要を踏まえ、圏域の人口動態及びその推計を考慮し掲載内容を検討していく。	病院総務課	2026/9/29	
2	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 本圏域の現状 ③② 長期ビジョンの策定 【意見】長期的なビジョンの観点（P. 17）		●			○		2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プランにおいて、長期的なビジョンを加味した計画となるよう検討していく。	病院総務課	2026/9/29	
3	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③① 市の財政負担 【意見】市の財政負担（P. 22）		●			○		（措置中）継続的な取組に加え、総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用により、専門アドバイザーの派遣を受け、外部人材を含めた取組を開始した。	病院総務課	2026/9/29	
4	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③② 総合周産期母子医療センター 【指摘】地域医療の課題を示す客観的な根拠資料の整備（P. 25）	●				○		周産期母子医療センターの整備に当たっては、地域課題であるハイリスク妊婦や低体重出生児への対応等、地域の実情を踏まえ実施している。2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プランにおいて、ガイドライン等に準じて、広島県等と連携し課題の把握等に対応していく。	病院総務課	2026/9/29	
5	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③② 総合周産期母子医療センター 【意見】地域の周産期医療への貢献（P. 25）		●			○		周産期母子医療センターの対応実績等のホームページ等での公表方法を検討していく。	病院総務課	2026/9/29	
6	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③② 総合周産期母子医療センター 【意見】柔軟な病床管理（P. 26）		●		○			運用実績に応じて、「救急医療・がん医療・高度専門医療」など当院に求められる役割の中で、柔軟に患者を受け入れることができるよう病床管理を行っている。新本館開設後も、引き続き、実施している。	病院総務課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
7	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③② 総合周産期母子医療センター 【意見】公表件数 (P. 27)		●		○			（措置中）2026年度（令和8年度）以降に公表する資料については、議会資料や病院年報など定義の違いによりやむを得ず件数に違いが生じる場合は注釈等を付していく。	医事課	2026/9/29	
8	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③③ 地域包括ケアシステム 【意見】地域包括ケアシステム (P. 30)		●				○	地域における医療・介護・福祉の連携推進状況の定量的把握は、地域医療構想において論じられる内容であり、目標値は県によって設定されるものであるため、引き続き、県と連携する。	医事課	2026/4/27	
9	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 役割・機能の最適化と連携強化 ③④ 機能分化・連携強化 【意見】機能分化・連携強化 (P. 30)		●			○		2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プランにおいて、ガイドライン等に準じて、広島県等と連携し対応していく。	病院総務課	2026/9/29	
10	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 一般会計負担の考え方 ③① 附属広瀬診療所に係る交付税措置 【指摘】附属広瀬診療所に係る交付税措置 (P. 35)		●				○	附属広瀬診療所は、医療法、医療法施行規則に沿った申請により開設許可を受けている。休止届は出しておらず、診療体制を維持している診療所として普通交付税の基礎数値としている。	医事課 管理課	2026/9/29	
11	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 一般会計負担の考え方 ③② 経営基盤強化対策負担金 【指摘】経営基盤強化対策負担金の算定基準 (P. 36)		●			○		経営基盤強化対策負担金について、2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プラン策定時に確立した算定基準を明記できるよう検討する。	管理課	2026/9/29	
12	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 一般会計負担の考え方 ③② 経営基盤強化対策負担金 【指摘】経営基盤強化対策負担金の算定額と実際の繰入額の差額 (P. 37)		●			○		経営基盤強化対策負担金について、総務省の繰出基準の主旨を踏まえ、2027年度（令和9年度）当初予算において在り方を検討する。	管理課	2026/9/29	
13	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 一般会計負担の考え方 ③③ 一般会計負担金の端数処理 【指摘】一般会計負担金の端数処理 (P. 38)		●		○			2026年（令和8年）3月に一般会計負担金の各項目の性質によって定めた端数処理のルールを明文化した。今後、当該ルールに従って端数処理を行うこととした。	管理課	2026/4/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
14	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 住民の理解のための取組 (3)② 患者満足度 【意見】患者満足度の向上(P. 44)		●	○				2026年（令和8年）7月に、2025年度（令和8年度）の患者アンケート結果について、療養環境整備委員会を中心に対応を検討し、2026年（令和8年）8月に院内掲示板で職員にフィードバックを行い、スコアの悪化している項目の改善を周知した。	医事課	2026/9/29	
15	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 住民の理解のための取組 (3)② 患者満足度 【意見】患者満足度の数値目標設定(P. 44)		●				○	2025年度（令和7年度）の患者アンケート結果で、病院の総合評価であるPXスコアは評価機関から実施77病院中36位で、既に高いPXスコアであると評価されているため、改めて目標値を設定することは考えていない。引き続き、調査の結果数値の向上に努めていく。	医事課	2026/9/29	
16	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 住民の理解のための取組 (3)② 患者満足度 【意見】市民病院ホームページにおける患者満足度アンケートの公表(P. 44)		●	○				2025年度（令和7年度）の患者アンケート結果を、2026年（令和8年）7月に当院のホームページで公表した。	医事課	2026/9/29	
17	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 医師・看護師等の確保 (3)① 離職率の改善 【意見】離職者抑制への対策(P. 46)		●	○				研修体制の充実や院内保育の運営、復職時の支援など、離職者の抑制に取り組んでいるところであり、引き続き効果的な取組を進めていく。	病院総務課	2026/9/29	
18	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 医師等の働き方改革への対応 (3)① 時間外勤務削減に向けた体制整備 【意見】時間外勤務削減に向けた体制整備(P. 48)		●	○				医師、看護師等については、職員確保のため、2026年度（令和8年度）の採用試験は例年より1か月早く実施し、職員体制の充実を図った。今後も時間外勤務の削減に資するよう、職員確保に努める。	病院総務課	2026/9/29	
19	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 医師等の働き方改革への対応 (3)② 時間外労働時間 【指摘】時間外労働時間(P. 49)	●		○				2026年度（令和8年度）の業務量を踏まえる中で、時間外労働が多い部署には職員を増員した。今後も時間外勤務が減少するよう、業務の効率化や業務分担の平準化等、時間外削減に向け、総合的な取組を進めていく。	病院総務課	2026/9/29	
20	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 経営形態の見直し (3)① 経営形態の在り方の検討 【意見】経営形態の在り方の検討(P. 52)		●			○		2028年度（令和10年度）以降の次期福山市民病院経営強化プランにおいて、ガイドライン等を踏まえて対応していく。	病院総務課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
21	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 附属診療所 (3)① 加茂地区診療所の経済性・効率性 【意見】加茂地区診療所の経済性・効率性(P. 56)		●				○	現在の患者数を踏まえると、月1回の診療以外は難しく、これ以上効率的な運営方法はないと考えるため、基準を設けることは考えていない。	医事課	2026/9/29	
22	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 附属診療所 (3)② 加茂地区診療所の有効性 【意見】加茂地区診療所の有効性(P. 57)		●	○				加茂地区診療所の運営状況は、市議会常任委員会や決算特別委員会等に報告することを通じて、検証を行っている。	医事課	2026/9/29	
23	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 附属診療所 (3)③ 運営形態 【意見】運営形態(P. 58)		●				○	加茂地区診療所と走島診療所とは成り立ちが異なるため、それぞれの成り立ちを踏まえ、担うべき役割を検討してきた結果が現在の運営形態であり、現時点で改めての検討は必要ないと考えている。	医事課	2026/4/27	
24	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 附属診療所 (3)④ 附属広瀬診療所 【意見】地域医療施策の一貫性及び公平性(P. 59)		●				○	附属田原診療所は、入っていた建物が老朽化、耐震性の問題で解体されることになり、移転先を探したが、診療所の開設要件を満たす建物が周囲になかったため、やむなく同じ山野町内の附属山野診療所に患者を引き継ぐ移転統合となったものである。このため、附属広瀬診療所の状況とは異なっており、公平性の観点については該当しない。 附属広瀬診療所の今後の在り方については、2026年度（令和8年度）中に地域等の意見を聴いて検討していく。	医事課	2026/9/29	
25	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 附属診療所 (3)④ 附属広瀬診療所 【意見】附属広瀬診療所の閉鎖基準(P. 60)		●				○	附属広瀬診療所に要する費用は極めて少額であり、経済性・効率性の観点で問題はない。 附属広瀬診療所の今後の在り方については、2026年度（令和8年度）中に地域等の意見を聴いて検討していく。	医事課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
26	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 (3)① 増改築建設費の抑制 【意見】増改築建設費の抑制(P. 68)		●	○				昨今の建設費の増大は、主に物価高騰の影響によるものであると認識している。建設費については、設計段階からE C I方式を採用し、施工者の視点を取り入れながら、V E ・ C D提案を積極的に採用するなど、コスト縮減に取り組んできた。また、工事着手後においても、コスト分科会の開催や、改修工事の分離発注など、可能な限り建設費の抑制に努めてきた。その結果、当院の建設費は、ローコストかつ高品質な事例と比較しても遜色のない水準となっている。今後も、持続可能な病院経営を見据え、引き続き可能な限りコスト抑制に努めていく。	管理課	2026/9/29	
27	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 (3)② 市民病院及び福山市の負担 【意見】市民病院及び福山市の負担(P. 69)		●	○				事業費は増額となったものの、「公立病院間の地域医療連携に関する取組」により病院事業債（特別分）の活用が可能となったことから、市民病院の負担は増加しない見通しとなった。また、交付税の対象となる建築基準単価が見直されたことにより、福山市の負担についても増加しない見通しとなった。今後、物価上昇等により事業費のさらなる増加が見込まれる場合には、国に対し必要な財政措置を要望するとともに、市民に対しても事業の状況や財政負担について継続的かつ丁寧な説明に努めていく。	管理課	2026/9/29	
28	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 (3)③ 手術支援ロボット導入 【意見】手術支援ロボット導入(P. 73)		●	○				手術支援ロボットの手術件数の増加に向け、2026年度（令和8年度）から新たな術式の導入などに取り組んでいる。	管理課	2026/9/29	
29	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)① マイナンバーカードの健康保険証利用 【意見】マイナンバーカードの健康保険証利用(P. 77)		●	○				2025年（令和7年）4月より受付時の声かけやポスター掲示など利用促進に取り組んだ結果、当院のマイナ保険証の利用率は、2025年（令和7年）12月時点で74.1%となり、同時期の病院全国平均（64.7%）を上回り、2026年（令和8年）4月分も78.7%で、同時期の病院全国平均（68.5%）を大きく上回っている。	医事課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
30	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)② ランサムウェア対策 【意見】ランサムウェア対策 (P. 77)		●				○		これまでも安全管理研修において委託業務従事者を含め、情報セキュリティ研修に取り組んでおり、これを継続する。また、委託先における対策の状況については、調査等を行う。 標的型攻撃メール等の訓練については、2026年度（令和8年度）中に実施手法等を検討する。	管理課	2026/9/29
31	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)③ サイバー攻撃を想定した事業継続計画 (BCP) 【指摘】サイバー攻撃を想定した事業継続計画 (BCP) (P. 78)	●			○				2025年度（令和7年度）中に、サイバー攻撃を想定した「福山市民病院医療情報システム部門事業継続計画」を策定し、2026年（令和8年）4月1日に施行した。	管理課	2026/4/27
32	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)④ 医療情報システム運用管理規程と情報セキュリティポリシーとの関係性 【意見】医療情報システム運用管理規程と情報セキュリティポリシーとの関係性 (P. 78)		●			○			（措置予定）福山市情報セキュリティポリシーを基本とし、同ポリシーを踏まえた福山市民病院医療情報システム運用管理規程の改正を2026年度（令和8年度）中に行う。	管理課	2026/9/29
33	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)⑤ 公営企業会計システムのアカウント管理 【指摘】公営企業会計システムのアカウント管理 (P. 79)	●				○			（措置予定）2027年（令和9年）3月に完成予定の新システムにおいて、アカウント状況の確認機能や出力機能、特権 I D などのアカウント権限の設定可能な仕様にする。	管理課	2026/9/29
34	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 デジタル化への対応 (3)⑥ サイバー保険や個人情報漏洩保険 【意見】サイバー保険や個人情報漏洩保険 (P. 79)		●		○				2026年（令和8年）4月から、個人情報漏洩の損害賠償補償を含む、医療機関用サイバー保険に加入した。	管理課	2026/4/27
35	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 業務継続計画（BCP） (3)① 地域の地理的特性及び病院の立地条件 【意見】地域の地理的特性及び病院の立地条件 (P. 82)		●			○			（措置中）広島県や福山市の被害想定を加味し、2026年度（令和8年度）中に改定する。	病院総務課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中 ・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い			
		51	45	43	18	26	9			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9			
36	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 業務継続計画（BCP） ③② 災害による地域の被害想定 【意見】災害による地域の被害想定 (P. 84)		●		○			（措置中）広島県や福山市の被害想定を加味し、2026年度（令和8年度）中に改定する。	病院総務課	2026/9/29
37	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 業務継続計画（BCP） ③③ 改訂履歴 【意見】改訂履歴 (P. 84)		●		○			（措置予定）2026年度（令和8年度）中のBCP改定を進めており、その中で改訂の変遷を明記する。	病院総務課	2026/9/29
38	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 経営の効率化 ③① 黒字化の根拠資料 【指摘】黒字化の根拠資料 (P. 86)	●				○		最新の状況を踏まえた収支計画や根拠資料の作成について検討している。	管理課	2026/9/29
39	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 経営の効率化 ③② 長期の資金繰り計画 【指摘】長期の資金繰り計画 (P. 87)	●				○		増改築事業にかかる支払や企業債の償還をはじめとした長期の資金繰り計画について、他の公立病院の取組状況を調査する中で策定について検討する。	管理課	2026/9/29
40	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 経営の効率化 ③③ 診療科別の収支計算 【指摘】診療科別の収支計算 (P. 90)	●				○		2026年度（令和8年度）中に、類似病院の状況を調査し、診療科別の収支計算をどのような形で実施するべきか検討していく。	医事課	2026/9/29
41	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 経営の効率化 ③④ 財務リスク管理 【指摘】財務リスク管理 (P. 91)	●				○		公立病院の施設整備については、企業債を発行して資金調達し、償還時に財政支援を受ける仕組みとなっている。他の公立病院の取組状況を調査する中で計画作成について検討する。	管理課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
42	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)① HOPEと会計帳簿の未収金残高の不一致 【指摘】HOPEと会計帳簿の未収金残高の不一致（P. 119）	HOPE上の未収金と会計帳簿上の未収金とが一致していない。HOPEにて、レセプトデータの作成、請求、売上計上、未収金の管理（債権管理台帳）をおこなっている以上、HOPEの金額が正として捉えるのが自然である。よって、会計帳簿の未収残高は、HOPEの未収残高と一致させるべきである。 なお、HOPEの数値が正となるのは、あくまで発生主義に基づき、網羅的に、適切な額で売上計上されていることが前提である。会計帳簿の未収残高を修正するにあたっては、HOPEの未収金残高が発生主義に基づいて適切に計上されているか、未収金回収消込漏れがないかなど、HOPEの残高が正しいかをまず確かめる必要がある。	●					○	2026年度（令和8年度）中に、医事会計システム（HOPE）と財務会計システム（会計帳簿）上の未収残高を精査し、差異を2026年度（令和8年度）の決算時に一致させる方策を検討する。	医事課	2026/9/29
43	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)② 督促の履行期限及び指定期限の短縮 【指摘】督促の履行期限及び指定期限の短縮（P. 120）	福山市民病院条例施行規程第20条は、督促は原則として履行期限経過後20日以内に、指定期限を定めておこない、この指定期限は督促をおこなった日から10日以内とすることを求めている。しかし、実際には督促状を送送するのは、履行期限の約1月後におこなわれており、督促状の発行日から納期限までは約1.5か月程度の期間が設定されている。よって、福山市民病院条例施行規程第20条に基づき、督促期限及び指定期限を短縮すべきである。実務処理上、短縮が困難な場合には、福山市民病院条例施行規程の見直しをすべきである。	●					○	（措置予定）2026年度（令和8年度）中に、類似病院の実例や実務に応じた期限を検討し、福山市民病院条例施行規程の見直しを行う。	医事課	2026/9/29
44	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)③ 強制執行等の検討について 【指摘】強制執行等の検討について（P. 121）	費用対効果を考慮することもちろん重要であるが、一方で、請求通り支払っている患者や、経済的な逼迫度合いが未納患者と同等であっても医療費を懸命に支払っている患者との不公平の緩和も図る必要がある。回収を見込める高額未納患者で、公的扶助や保険等の手続を怠ったり、納付相談に応じない等、悪質なケースは、申立手続費用も少額な裁判上の請求である「支払督促」をおこない債務名義を取得したうえで交渉にあたり、場合によっては、財産開示手続や強制執行費用が比較的小額の債権執行をおこなうなど強制執行等の採用を検討すべきである。	●					○	当院では、医療費負担の公平性の観点からも、弁護士に債権回収の一部を委託している。これに加えて、回収を見込める高額未納患者で、納付相談に応じないような悪質なケースは訴訟による強制執行も行っており、今後も同様の考え方で対応する。	医事課	2026/4/27
45	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)④ 債権発生時及び分納誓約時の同意書 【意見】債権発生時及び分納誓約時の同意書（P. 123）	効果的な資力調査が可能となるように、未収債権が発生する際や分納誓約をおこなう際に、納付保証人を立てさせるのみならず、財産や居所調査等（本市税務関係部署・上下水道局や勤務先、金融機関、生命保険会社、不動産仲介業者）に係る情報の利用・収集に関する同意書の提出を可能な限り求めるべきである。	●					○	2026年度（令和8年度）から、分納誓約を行う際に、財産調査の同意を求められるよう、様式を作成し、新規分納誓約において、可能な範囲で財産調査同意書の記入を求めるようにした。	医事課	2026/4/27
46	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑤ 弁護士委託中の債権・時効期間満了による債権放棄 【意見】債務者への時効更新手続き（P. 124）	行方不明者や債権がごく少額なケースなど、すべてのケースで時効更新手続きを実施することは難しいが、悪質な滞納者に関しては、患者負担の公平性の確保するため、支払督促の申立てを実施するなどして時効の更新手続きを検討すべきである。地方自治法施行令第171条の2より、相当の期間を経過してもなお履行されないときは強制執行等の手続きをとらなければならないとされていることとも整合する。	●					○	当院では、時効の更新手続きについて、これまでも悪質な高額未納患者に対して、弁護士による裁判上の請求（訴訟）によって時効の中断（更新）も行っており、今後も同様の考え方で対応する。	医事課	2026/4/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
47	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑤ 弁護士委託中の債権・時効期間満了による債権放棄 【指摘】 弁護士委託までの期間 (P. 124)	●			○			(措置予定) 2026年度（令和8年度）中に、弁護士に委託する時期を、2回目の催告状の納期限後（請求から10～11か月間経過後）から、原則1回目の催告状の納期終了（請求から約6～7か月間経過）後に見直していく。	医事課	2026/9/29	
48	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑤ 弁護士委託中の債権・時効期間満了による債権放棄 【意見】 民法上の時効期間と不納欠損処理 (P. 124)	●				○		2026年度（令和8年度）中に、時効期間の5年が到来している債権について、理由を改めて調査し、債権放棄及び不納欠損処理を行うことを検討する。	医事課	2026/9/29	
49	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑥ 遅延損害金の徴収 【指摘】 遅延損害金の徴収 (P. 125)	●			○			これまでも裁判上の請求を行う債権者に対しては遅延損害金を請求しており、今後も同様の考え方で対応する。	医事課	2026/4/27	
50	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑦ 滞納整理事務に係る組織間連携 【意見】 滞納整理事務に係る組織間連携 (P. 125)	●				○		強制執行等の実行において、有効性及び効率性向上のため、他市の事例なども参考に他の公金徴収担当部局との連携について検討している。	医事課	2026/9/29	
51	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑧ 職員の給与手当の返納未収金 【指摘】 職員に対する返納未収金 (P. 126)	●			○			給与の過払いが生じた場合は原則一括で戻入処理を行うが、やむを得ず分納を認める場合の返納計画書も作成し、2025年（令和7年）12月より運用を始めた。	病院総務課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
52	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑧ 職員の給与手当の返納未収金 【指摘】退職職員に係る返納未収金（P.127）	退職者に係る債権に関しては、地方自治法施行令第171条に基づき期限を指定して督促したうえで（文書が望ましい）、費用対効果を踏まえ、費業未収金と同様に弁護士に回収業務を委託したり、地方自治法施行令第171条の2の規定により、「支払督促」をおこない債務名義を取得したうえで交渉にあたるなど、訴訟手続等の措置を取ることを検討すべきである。 古くは平成26年度分の給与から生じた不当利得返還請求権であり、裁判上の請求等の時効の更新及び完成猶予手続を実行していない限り、時効により既に消滅している債権が存在する可能性がある。この場合、債務者の時効の援用もなく、時効期間の満了により債権は消滅するため、不納欠損として会計処理をおこなうべきである。	●					○	退職者に係る債権の回収に当たっては、費用対効果も踏まえながら効果的なものとするため、他事例を参考に、2026年度（令和8年度）中に手法を見い出していく。	病院総務課	2026/9/29
53	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑨ 貸倒引当金・破産更生債権等 【指摘】貸倒引当金設定対象債権の網羅性（P.127）	貸倒引当金の設定対象として加茂地区診療所分が含まれていない。貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定するのであるから、同種・同類の債権は網羅的に貸倒引当金の設定対象にすべきである。	●					○	加茂地区診療所は出張診療を始めて以降、全て1年以内に未収金を回収できていることから、貸倒引当金の設定対象としない。	医事課	2026/9/29
54	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑨ 貸倒引当金・破産更生債権等 【指摘】貸倒引当金の設定方法（債権区分）（P.128）	分納誓約中の債権、弁護士委託している債権などは貸倒リスクが高くなったと想定されるから、個別に回収可能性を検証して引当金を設定すべきである。 調定年度末から5年を超えていない場合であっても、弁護士委託後も長期滞留している債権など、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなったことを把握できる債権については、別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方が合理的である。	●			○			2025年度（令和7年度）の貸倒引当金繰入額から、調定額に対する実際の不納欠損額とは別に、貸倒リスクの高い債権を不納欠損見込額として含めて貸倒率を積算するよう見直した。	医事課	2026/9/29
55	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑨ 貸倒引当金・破産更生債権等 【指摘】貸倒引当金の設定方法（貸倒実績率）（P.128）	貸倒率については、「「N年度を基準に、調定から5年以上前（N－6年度・N－5年度）の窓口分調定額に対する未収率」の実績値の平均値とする。」となっており、実際の債権放棄・不納欠損処理額が利用されていない。 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針、及び金融商品会計基準においても、「貸倒実績率等」とされていることから、原則として未収率ではなく、実際の不納欠損額で算定すべきである。 例えば、貸倒実績率は、期首債権残高に対する、翌期1年間（算定期間）の貸倒損失発生割合とすることが考えられる（金融商品会計に関する実務指針設例12参照）。	●			○			2025年度（令和7年度）の貸倒引当金繰入額から、調定額に対する実際の不納欠損額及び不納欠損見込額から貸倒率を積算するよう見直した。	医事課	2026/9/29
56	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 債権管理 (3)⑨ 貸倒引当金・破産更生債権等 【指摘】破産更生債権等への区分と貸倒引当金（P.128）	破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう（金融商品会計基準第27項(3)）。福山市病院事業科目表では、固定資産の部に定めてある。 例えば、調定から5年以上経過しているような長期滞留債権には、実質的に破産に陥っている債務者が存していると考えられる。 この場合、地方公営企業会計基準見直しQ＆Aの通り、破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上すべきである。	●					○	2026年度（令和8年度）中に、破産更生債権等に係る貸倒引当金の運用について検討する。	医事課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
57	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 たな卸資産 (3)① 払い出し済未使用薬品の取り扱い 【指摘】払い出し済未使用薬品の取り扱い(P.133)	●					○		2026年度（令和8年度）から、各部門で定数管理する未使用の薬品を貯蔵品として資産に計上する方向で検討している。	管理課	2026/9/29
58	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 たな卸資産 (3)② 備蓄品に対しての実地たな卸の要否 【意見】備蓄品に対しての実地たな卸について(P.133)		●				○		（措置中）定期的かつ有用な棚卸となるようマニュアル等を策定中であり、2026年度（令和8年度）中に実施していく。	病院総務課	2026/9/29
59	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 たな卸資産 (3)③ 薬品費関連の購買条件の見直し等について 【意見】薬品費関連の購買条件の見直し等について(P.134)		●				○		2026年度（令和8年度）中に、他の公立病院の状況を調査し、共同購入やSPD化の導入の有効性や可能性を検討する。	管理課	2026/9/29
60	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 (3)① 固定資産台帳の棚卸（現物確認）の時期 【意見】固定資産台帳の棚卸（現物確認）の時期(P.136)		●				○		2026年度（令和8年度）から、固定資産台帳の棚卸の時期を会計年度末付近に実施することとした。	管理課	2026/9/29
61	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 (3)② 固定資産台帳の整理 【指摘】固定資産台帳の整理(P.137)	●					○		（措置予定）2026年度（令和8年度）から、固定資産の増減異動が生じた際、固定資産台帳を整理していく。	管理課	2026/9/29
62	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 (3)③ 資本的支出と修繕費の判断基準の明確化 【意見】資本的支出と修繕費の判断基準の明確化(P.137)		●				○		2026年度（令和8年度）中に、他の公立病院の状況を踏まえ、資本的支出と修繕費の判断基準となる金額基準やフローチャート等の作成を検討する。（システム・建物修繕・物品修繕）	管理課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
63	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③④ 有形固定資産に含まれないソフトウェア 【指摘】有形固定資産に含まれないソフトウェア(P.138)	●				○		2026年度（令和8年度）中に、他の公立病院等の取組状況を調査する中でソフトウェアの資産計上の判断基準を作成する方向で検討する。	管理課	2026/9/29	
64	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑤ 固定資産台帳の耐用年数誤り 【指摘】固定資産台帳の耐用年数誤り(P.138)	●				○		固定資産の台帳登録に当たっては、根拠法令に基づき判断することを徹底した。2026年度（令和8年度）中に登録時の誤りを防ぐための有効なチェック体制の見直しを検討する。	管理課	2026/9/29	
65	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑥ 固定資産の現物の視察 【指摘】管理シール（資産管理番号シール）の貼付け漏れ(P.141)	●				○		（措置予定）2026年度（令和8年度）中に、これまで運用してきた管理シールの貼付に関するルールを明文化し、新規取得分はもとより、既存資産についても運用状況を確認する。	管理課	2026/9/29	
66	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑥ 固定資産の現物の視察 【指摘】網羅的な実地棚卸の未実施(P.141)	●				○		2026年度（令和8年度）中に実地棚卸の手法、調査結果の記録、保管について、他の施設の取組を調査し、実施について検討する。	管理課	2026/9/29	
67	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑦ 絵画の管理 【指摘】絵画管理台帳の不備(P.142)	●				○		（措置中）2026年度（令和8年度）中に、同一性の確認ができる台帳として更新し、定期的に帳簿と現物の確認を行い管理していく。	病院総務課	2026/9/29	
68	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑦ 絵画の管理 【意見】絵画の評価方法（P.142）	●				○		寄贈者の申告額や必要に応じて専門家による鑑定評価を行うなど、評価方法の選択手順を、2026年（令和8年）3月に作成した。これに基づき統一的に対応をしていく。	病院総務課	2026/4/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中 ・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
69	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【指摘】契約書の名義変更(P. 144)	●					○	福山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第46号）附則第2条に定めるところにより、条例施行日前に締結した土地賃貸借契約は病院事業管理者の行為とみなしており、契約効力は地方公営企業法全部適用移行後の病院に引き継がれている。なお、2026年（令和8年）4月1日に変更契約を締結した際には、名義を「福山市」、代表者を「病院事業管理者」としている。	管理課	2026/4/27	
70	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【指摘】固定資産の移管手続(P. 145)	●			○			（措置予定）2026年度（令和8年度）中の移管に向け、関係部署と協議する。	管理課	2026/9/29	
71	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【指摘】地代算定に関する根拠資料の保存(P. 145)	●		○				福山市普通財産（不動産）貸付要領に準じて、2027年度（令和9年度）の固定資産税評価替えの結果を受けて、借受料を見直す際には積算根拠を明確にしたうえで、地権者と協議し、決定することとした。	管理課	2026/9/29	
72	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【指摘】契約条文中の定義誤り(P. 145)	●		○				2026年（令和8年）4月1日に、双方合意の下、契約書の訂正を行った。	管理課	2026/4/27	
73	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【指摘】契約書のチェック体制(P. 145)	●		○				土地賃貸借契約に限らず契約事務に当たっては、法令規則を遵守し適正に執行する。重要な契約を締結する場合は、ダブルチェック、読み合わせにより、人為的なミスの防止に努めるとともに関係部署のチェックを受けることとした。	管理課	2026/9/29	
74	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 ③⑧ 土地の借上げ 【意見】借り受けではなく自己所有(P. 146)	●					○	用地の取得は地権者からの同意が不可欠であり、本件土地の場合は取得困難であるため、賃貸借契約に至っているものである。	管理課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
75	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 有形固定資産 (3)⑧ 土地の借上げ 【意見】財産の借上と貸付(P.146)		●	○					2026年度（令和8年度）において、借上台帳の様式を変更した。	管理課	2026/9/29
76	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 5 投資有価証券 (3)① 債券の時価評価 【指摘】債券の時価評価(P.149)	●		○					2025年度（令和7年度）末日時点における保有債券の時価を証券取引残高等証明書などで確認した。今後も各年度末において時価を確認する。	管理課	2026/4/27
77	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 5 投資有価証券 (3)② 債権の格付け入手 【指摘】債券の格付け入手(P.149)	●		○					2025年度（令和7年度）末日時点における保有債券の格付けを発行体のホームページなどで確認し再評価した。今後も各年度末において格付けを確認し再評価する。	管理課	2026/4/27
78	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 5 投資有価証券 (3)③ 安全な金融機関の選択 【意見】安全な金融機関の選択(P.150)		●	○					当院が購入している有価証券は、全て金融商品取引法第43条の2により分別管理の対象となっているものである。今後、有価証券を購入する際には、分別管理を含むコンプライアンス経営を確認するなかで、安全な証券会社を選択する。	管理課	2026/4/27
79	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)① 資金前渡における期間帰属の誤り 【指摘】資金前渡における期間帰属の誤り(P.152)	●		○					翌事業年度に開催される医学会の参加費等のうち、当該事業年度中に支払いを行う必要があるものについては、消費税にかかる課税仕入れの時期と費用化の年度を適正にするため、「前払金」として計上し、翌事業年度に費用として処理できるよう2025年度（令和7年度）分から整理した。	病院総務課	2026/4/27
80	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)② 資産に係る控除対象外消費税の会計処理 【指摘】資産に係る控除対象外消費税の会計処理(P.153)	●		○					2025年度（令和7年度）決算において、当該年度の病院増改築事業にかかる控除対象外消費税等を長期前払消費税に計上し、翌期以降の事業年度に費用を配分した。	管理課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9					
81	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)③ セグメント情報に関する注記 【指摘】セグメント間の内部取引 (P.155)	●		○					2025年度（令和7年度）決算書のセグメント情報において、報告セグメントの医業収益等の表の中に、「内部取引消去」欄を新設して調整を行い、セグメント資産及び負債それぞれの合計額が決算書の金額と一致するよう様式を改めた。	管理課	2026/9/29	
82	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)③ セグメント情報に関する注記 【意見】報告セグメントの区分 (P.156)		●					○	加茂地区診療所は、これまで附属の診療所として、運営実態を明確に示せるよう、セグメント区分を分けて市議会常任委員会や決算特別委員会等に報告してきた。引き続き「加茂地区診療所」のセグメント区分を維持していく。	医事課	2026/9/29	
83	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)④ 事業報告書の記載内容 【指摘】事業報告書の記載内容 (P.157)	●		○					2025年度（令和7年度）決算書の事業報告書において、工程率、着工日や竣工日の欄を追加するなど、必要な情報を正確かつ効率的に記載するよう様式を改めた。	病院総務課 管理課 医事課	2026/9/29	
84	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)⑤ 資本の部における受贈財産評価額と寄附金の整理 【指摘】資本の部における受贈財産台帳と寄附金の整理(P.159)	●		○					2025年度（令和7年度）決算書作成において該当財産について、資本の部における寄附金から受贈財産評価額に適正な勘定科目に修正した。	管理課	2026/9/29	
85	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)⑤ 資本の部における受贈財産評価額と寄附金の整理 【指摘】受贈財産の適正管理 (P.160)	●		○					2026年（令和8年）3月に固定資産台帳（受贈財産台帳）の該当箇所について修正を行った。今後も定期的な現物照合を行い適正管理に努めていく。	病院総務課	2026/4/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
86	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)⑥ その他資本剰余金の整理 【指摘】その他資本剰余金の整理 (P. 161)	●			○				（措置中）対象となる資産の特定に向けた調査を行っている。	管理課	2026/9/29
87	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 会計・決算 (3)⑦ 貸借対照表と損益計算書のホームページでの公表 【指摘】貸借対照表と損益計算書のホームページでの公表 (P. 161)	●			○				2023年度（令和5年度）の貸借対照表及び損益計算書については、2025年（令和7年）9月に市民病院のホームページに公表した。決算報告書等について、議会の認定を受けた後、速やかに貸借対照表及び損益計算書をホームページに公表するよう徹底し、2024年度（令和6年度）分については、2025年（令和7年）11月に公表した。	管理課	2026/4/27
88	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 税務申告 (3)① 基準期間の課税売上高 【指摘】基準期間の課税売上高 (P. 164)	●			○				2025年度（令和7年度）の消費税申告書において、基準期間の課税売上高である2023年度（令和5年度）の金額を記載した。	管理課	2026/9/29
89	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 税務申告 (3)② 貸倒れに係る税額調整 【指摘】貸倒れに係る税額調整 (P. 165)	●			○				2025年度（令和7年度）の不納欠損では、課税分と非課税分に分別し課税分に関して控除対象とした。	医事課	2026/9/29
90	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 税務申告 (3)③ 院内保育事業にかかる消費税 【指摘】利用者から徴収した消費税の返還 (P. 165)	●			○				2026年（令和8年）3月末までに対象となる職員及び返還額を確定し、返還を完了した。	病院総務課	2026/4/27
91	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 税務申告 (3)③ 院内保育事業にかかる消費税 【指摘】院内保育事業委託料の消費税過払い是正 (P. 167)	●			○				（措置中）消費税過払い分の返還について、委託業者と協議を進めている。再発防止に向けては、マニュアルについて指摘事項に関する内容及び対応を記載し、関係法令等の情報収集と消費税区分の確認を確実にできる見直しを行った。	病院総務課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		51	45	43	18	26	9				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	51	45	43	18	26	9				
92	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 8 業務委託 (4)① 業務委託契約における競争性の確保と経済性の検証 【意見】業務委託契約における競争性の確保と経済性の検証(P.172)	業務委託契約の競争入札において、入札参加業者数が1社という状況が連続しており、同一業者が長期間にわたって受託している契約が確認された。 競争性を確保するため、入札参加資格要件の緩和、契約単位の細分化業務や一部内製化の検討、募集期間の拡大、不参加業者へのヒアリング実施等により、入札参加者を増やす方策を検討しなければならない。 また、同規模公立病院との委託料比較や、直営化との費用対効果比較など、より厳格に経済性の検証をしなければならない。 これらの検討を少なくとも契約時ごとに行い、検討の過程と結果を事後的に検証できるように記録しなければならない。		●			○		（措置予定）入札の競争性確保の重要性は認識しており、これまでも同種の業者に入札への参加を呼びかけているが、更なる工夫として、2026年度（令和8年度）中に委託契約の発注に係る留意事項の通知を発出することとしている。 経済性の検証については、委託契約の開始時、他の公立病院における同種の業務委託の状況を調査するとともに、直営化と比較する。 また、こうした検討の過程と結果については、都度記録を残す。	病院総務課 管理課 医事課	2026/9/29
93	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 8 業務委託 (4)② プロポーザル方式による契約における議事録作成及び保存 【指摘】プロポーザル方式による契約における議事録作成及び保存(P.172)	プロポーザル方式は、価格だけでなく技術力や実績等を総合的に評価する方式であり、その審査プロセスの透明性・公平性を担保することが極めて重要である。そのため、プロポーザル方式の業務委託を行う場合には、評価委員会での討議内容や評価の根拠等を議事録として適切に記録し、保存することが必要不可欠であると考える。	●				○		福山市プロポーザル方式の実施に関する手引きを基に2025年度（令和7年度）に「プロポーザル方式実施手順チェックシート」を作成し、適切な契約事務処理を行うよう徹底した。	病院総務課 管理課 医事課	2026/9/29
94	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 9 その他 (1) 重要な会議体 【意見】経営管理に関する会議体の設置とその議事録の作成(P.174)	少なくとも毎月、現在の収支状況や財務状況について院内で検討を行うため、公式の会議体を設置するか、既存の会議体にその役目を担わせる必要がある。病院経営強化プランの評価についても、外部委員による評価は重要であるが、まずは院内で評価すべきであり、その会議体の議事に含めるべきであると考える。そして、検討内容の情報共有や意思決定の透明性を確保するため、その実施された会議の内容を議事録として記録すべきである。		●			○		（措置中）文書による合議を意思決定の基本とする中で、2026年度（令和8年度）中に、経営強化プランの評価等を担う会議体を設置し、その議事録を作成していく。	病院総務課	2026/9/29
95	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 9 その他 (2) タクシー利用に関する要綱等の整備 【意見】タクシー利用に関する要綱等の整備(P.175)	タクシーの利用に関する事前承認制度（夜間等事前承認ができない際の利用基準の明記）やタクシーチケットの管理方法、台帳の記載方法、タクシー料金の請求内容の確認体制など、タクシー利用に関する規程・要綱等の整備が必要であると考える。		●			○		2026年（令和8年）9月1日に、利用基準等を明記したタクシー利用要綱を策定した。	病院総務課	2026/9/29
96	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 9 その他 (3) 辞令交付 【指摘】辞令交付(P.176)	病院事業管理者は現金取扱員に対して辞令を交付しないのであれば、福山市会計規則のように、別に辞令の交付は行わない旨を福山市病院事業会計規程に定めるべきである。	●				○		福山市会計規則を踏まえ、福山市民病院事業会計規程において、現金取扱員については辞令交付不要とする改正を行い、2026年（令和8年）3月1日に施行した。	病院総務課	2026/4/27

注：意見の数について、包括外部監査結果報告書（全文及び要約版）では47件と記載されていますが、実際には45件です。